

▶特集-第42図 自転車利用者に対する指導取締り状況（令和2年）

信号無視	通行禁止	遮断踏切立入り	指定場所一時不停止	制動装置不良	酒酔い	その他	取締り件数（件）	指導警告件数（件）
14,344	236	6,005	1,804	446	119	2,513	25,467	1,437,748

注：警察庁資料による。

6 自転車配達員への交通事故防止対策

自転車を用いた配達員の交通事故を防止するため、自転車配達員に対する安全講習や自転車シミュレーターを活用した参加・体験・実践型の交通安全教室を実施し、基本的な交通ルールやマナーの周知を図っている。

引き続き、関係団体や関係事業者に対し、自転

車配達員への交通ルール遵守等に関するメール配信や交通安全講習会の開催による交通安全教育、広報啓発活動の実施について働き掛けるほか、自転車配達員への街頭における指導啓発や、飲食店を通じた配達員への交通ルール遵守の呼び掛け等の諸対策を推進するなど自転車の安全利用の促進を図る。

トピック

自転車及び原動機付自転車を用いた飲食物のデリバリーにおける交通事故防止対策について

昨年来、新型コロナウイルス感染症防止のための外出自粛要請、新しい生活様式の普及等の影響により、電子商取引（EC）需要の拡大する中、自転車又は原動機付自転車を用いて飲食物の商品を消費者に配達するデリバリーサービスへのニーズが高まっている。

こうした中、自転車又は原動機付自転車によるデリバリーの途中で、配達員が交通事故でけがをしたり、行人に危険を及ぼしたりすることがあり、配達中の交通事故を防止することが課題となっている。

このような状況を踏まえ、令和2年10月に、関係の5府省庁連名で通知を発出し、飲食店等（飲食物をデリバリーで提供することのある事業者及び飲食物のデリバリーサービスのプラットフォームを提供する事業者）に対して、

- ・自社の配達員に対する指導・教育
- ・配達を委託する場合の配達員への呼び掛け
- ・プラットフォームを提供する事業者から配達員への交通安全に必要な情報の提供等

交通事故防止のための具体的な注意喚起等の取組を行うよう働き掛けを行った。また、リーフレット（事業者向け及び配達員向け）による注意喚起を行った。

今後も、関係事業者等に対する交通安全対策の働き掛け、飲食店等を通じた配達員への交通ルール遵守の呼び掛け等を推進していく。



▲配達員の皆様へ



▲事業者の皆様へ



配達員に対する講習会の様子

7 交通ボランティアの育成

安全安心な交通社会の実現に向けては、各地域の行政や関係団体だけでなく、交通ボランティア等も含めて地域一体となった交通安全対策を推進

する必要がある。このため、交通ボランティア等に対して、資質の向上に資する援助を行うことなどにより、その主体的な活動及び相互間の連絡協力体制の整備を促進する。

トピック

地域一体となって活動している交通ボランティアの取組について

1 神奈川県相模原市「光が丘地区交通安全母の会」の活動

光が丘地区交通安全母の会は、昭和59年の設立以来、地元警察、交通安全協会や自治会連合会、地域の学校等の団体と密接な連携を図りながら、自転車事故や高齢者事故など地域の実情に即した交通安全活動に積極的に取り組んでいる。

光が丘地区内4つの小学校の児童を対象に交通安全標語の募集を毎年行い、集まったおよそ1,400の標語について、警察署長や交通安全協会長、自治会連合会会長など地域の協力を得て審査、表彰し、子供が日頃の自分たちの行動を振り返り、交通安全のために大事なことや命の大切さを家族や友達同士で考える機会としている。

また、全国交通安全運動の機会に、小学校の児童に交通安全の願いを込めた千羽鶴を折ってもらい、各小学校や公民館に寄贈しているほか、保護者を対象とした自転車ルールの勉強会の開催や高齢者の自宅を訪問する高齢者セーフティアドバイザー事業の実施など、様々な交通安全対策を推進している。



最優秀標語を横断幕にして学校前に設置



児童が折った千羽鶴を一つにまとめる様子

2 茨城県水戸市「高校生による交通安全啓発活動」

茨城県水戸市では、水戸地区交通安全協会水戸支部のパトロール隊や水戸警察署等と連携しながら、交通安全教室の開催、季節ごとの交通安全街頭キャンペーン、定期的な立哨活動など、あらゆる機会を通じた交通安全に関する啓発活動に取り組んでいる。

新型コロナウイルス感染症の影響により、駅頭などにおける大人数の啓発活動が困難な中、市民の自転車を安全に利用する意識を高めようと、市と大成女子高等学校の生徒会が市民に向けたメッセージ動画を作成し、秋の全国交通安全運動に合わせた取組として、水戸市公式ウェブサイトやツイッターで配信した。

また、市内のスーパーマーケットや街頭放送、市が管理する自転車等駐車場では、音声で放送されるとともに、新聞等のメディア報道を通じて周知されるなど、市民の交通安全意識の向上に大きく貢献した。



大成女子高等学校における収録の様子

8 交通事故被害者支援（重度後遺障害者支援）

自動車事故による被害者の救済対策の中核は自動車損害賠償責任保険及び政府保障事業による被害者に対する損害賠償の保障であり、「損害」の「賠償」を「保障」することにより、「被害者の保護」を図っている一方、例えば、自動車事故により重度の後遺障害を負った場合、専門的な治療を受けられる機会の確保や在宅での療養生活における被害者やその家族の負担軽減など、保険金の支払いのみでは解決できない課題も存在している。

こうした課題に対応するため、平成14年に定められた自動車事故対策計画（平14国土交通省告示52）及び当該計画の策定後の状況に係る検証を経て、18年に取りまとめられた「今後の自動車損害賠償保障制度のあり方に係る懇談会報告書」において示された考え方にに基づき、自動車事故による重度後遺障害者の治療に係る専門病院（療護施設）の設置・運営や在宅での療養生活をされている自動車事故による重度後遺障害者を対象とした介護料の支給などの支援をこれまで継続して実施して

いる。

これらの支援に加え、在宅で療養生活を送る自動車事故による後遺障害者の介護者が、様々な理由により介護が難しくなる場合（「介護者なき後」）への対応として、平成30年度より、障害者支援施設及びグループホームに対し、設備導入や介護人材確保等に係る経費を補助する制度を創設するなど、自動車事故に起因して生じる様々な負担の軽減に取り組んでいる（特集-第43図）。

設及びグループホームに対し、設備導入や介護人材確保等に係る経費を補助する制度を創設するなど、自動車事故に起因して生じる様々な負担の軽減に取り組んでいる（特集-第43図）。

▶特集-第43図 国土交通省における自動車事故被害者への支援事業

国土交通省においては、自動車事故被害者の救済のため、重度後遺障害者等に対して、被害者救済事業を実施。

重度後遺障害被害者への支援

○療護施設の設置・運営

他に受け入れる医療機関がない最重度の後遺障害者に対する専門的治療を実施



○介護料の支給

在宅ケアを行う家庭に対し、介護用品の購入等に充てる費用を支給

○訪問支援の実施

在宅ケアを行う家庭を訪問し、情報提供や悩みの聴取等により支援

○短期入院・入所協力事業の実施

在宅ケアを受けている重度後遺障害者が、短期間、病院へ入院又は障害者施設へ入所できるよう病院等の受入体制を整備

<病院・施設の指定状況（令和3年4月現在）>
協力病院：205箇所、協力施設：136箇所

○在宅生活支援環境整備事業の実施

在宅重度後遺障害者が介護者なき後等にグループホーム等の障害者支援事業所へ入所し生活することができるよう事業所の受入体制を整備

このほか、自動車事故に係る相談や遺児への支援等を実施